

松江市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成29年7月4日松江市規則第36号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施行細則第14条の規定に基づき、空家等管理活用支援法人指定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条第1号に規定する業務に関する計画書
- (9) 市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の適切な管理等その適切な取扱いについての誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）若しくは一般財団法人（公益財団法人を含む。）であること。

- (2) 島根県又は鳥取県に事務所又は営業所を有していること。
- (3) 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 申請者が支援法人として行おうとする業務（以下「支援業務」という。）が、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (5) 次のアからコまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - エ 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等
 - オ 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - カ 暴力団又は暴力団員に資金を提供するなど、暴力団の活動に関与している者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している法人等
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請契約、業務の委託契約又は資材の購入契約等を締結している法人等
 - ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - コ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員のうちに次のアからエまでのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(7) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 24 条第 1 号に規定する業務として適切なものであること。

(8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して 5 年とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、施行細則第 15 条の規定に基づく空家等管理活用支援法人指定書により当該申請者に通知するものとする。

(指定の有効期間及び更新)

第 4 条 前条第 1 項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して 5 年を超えない範囲内において市長が定める。

2 支援法人は、前条第 1 項に掲げる要件を満たしている状況にあつて、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の 2 か月前から 1 か月前までの間に指定の更新の手続きをしなければならない。

3 前 2 条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第 1 項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第 2 項及び第 3 項中本文「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して 5 年とする。

(名称等の変更)

第 5 条 法第 23 条第 3 項の規定による変更の届出は、施行細則第 16 条の規定に基づく名称等変更届出書により行うものとする。

(業務の廃止)

第 6 条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第 1 号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第 23 条第 1 項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第 7 条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を発する際には、施行細則第18条の規定に基づく業務改善命令書にて発出するものとする。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、施行細則第19条の規定に基づく空家等管理活用支援法人指定取消書により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行する。

業務廃止届出書

年 月 日

（あて先）松江市長

（空家等管理活用支援法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

松江市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止日	年 月 日
廃止の理由	